

戸沢村新生活様式対応補助金 補助対象経費 早見表

経費区分	主な取り組み内容	対象経費 ※購入等にかかる消費税は対象経費にはなりません	対象とならない経費
①機械装置等費	飛沫対策設備	仕切り用のアクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーン パーテーションの設置工事 や購入 フロアマーカの購入 空間を仕切るためのカーテン等の設置工事 空間を仕切るための工事	汎用性があり、目的外使用になりうるもの ・自動車、バイク、自転車等車両の購入費・修理費・車検費用 ・文房具など事務用品、紙皿等の消耗品費（消耗品は経費対象としている物のみ） ・パソコン、タブレット端末、スマートフォン、ウェアラブル端末、プリンター、デジタル複合機、電話機等の購入費 ・家庭用及び一般事務用ソフトウェアの購入費 ・導入済みのソフトウェアの更新料 新しい生活様式への対応と結びつかない経費 ・通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取り換え更新で、新しい生活様式への対応と関係のない機械装置等 ・予約キャンセル、休業に対する補てん ・自宅等、事業と関係のない施設に設置する設備や備品の購入費、改装費 ・商品在庫や消耗品の廃棄・処分費 ・自己所有物の修繕費 ・事務所等の家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費 ・不動産の購入費 ・補助事業実施期間中に使用等が完了できない経費 ・公的な資金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費 その他 ・消費税
	接触の機会を減らす設備	キャッシュレス決済の導入、自動精算機や自動券売機、セルフレジ、自動ドア、トイレのドアレス化、自動水栓、自動洗浄トイレへの工事	
	換気設備	換気扇、24時間換気システム等の導入、換気機能付きエアコン、サーキュレーターの購入費・施工費	
	移動販売車両等	フードデリバリー等を行うための車両改造費、クーラーボックス、おかもち	
②システム構築費	導入費用等	EC販売やオンラインサービス、テレワーク環境の整備等に向けた専用ソフトウェアや情報システム構築経費、リース料（期間中のみ対象）	
③衛生用品費	新生活様式に対応し営業するために必要な衛生用品 自家用不可 営業に関係する使途のもの	感染防止対策費 非接触型体温計 キャッシュトレイ ユニフォームのクリーニング外注費、消毒作業の外注費、清掃作業の外注費 消耗品費（下記の費用のみが対象） 消毒液、アルコール液、マスク、ゴーグル、フェイスシールド、ヘアネット、ゴム手袋、ゴミ袋、ペーパータオル、石鹸、洗剤、漂白剤	
④広報費	テイクアウトや宅配サービス、新商品販売等に係る広報経費 対策を講じていることを広くPRするための経費	印刷費、PR映像制作費、広告掲載費、POP・ステッカー制作費、のぼり製作費（期間中の掲出に限るもの）（4/7～1/15）	
⑤外注費		上記①から④に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（3密対策のための店舗改装や移動販売車両への改修等、自ら実行することが困難な業務に限る。）	